

第5章 チャイナ・リスクとアジア太平洋地域統合： 危険と機会の中国とどう向き合うのか

寺田 貴*

はじめに

2013年、モノに限れば米国を抜いて世界最大の貿易国となった中国は「世界の工場」としての地位を揺るぎのないものとする一方、「世界の市場」をも目指すべく国内の市場改革にも取り組んでいるが、いまだ未発達な法整備など様々な参入障壁が残存し、多くの企業はいわゆるチャイナリスクに起因する問題に直面している。特に日本の場合は、尖閣問題をめぐる両国の対立に見られるように、中国国民が抱く反日感情による日本企業や店舗をターゲットにした暴動など、特定のチャイナリスク要素も加わるため、その対応策はより複雑かつ深刻である。

本論は日本が交渉に参加し、将来利用し得る地域統合枠組みが、いかにこのようなチャイナリスク問題と関連し、対応可能な制度となるのかを検証する。ここでは中国との相互依存は不可避でありリスクを負わざるを得ないという意味のリスク・テイキング、また中国への投資や貿易の依存をできるだけ減らす意味を示すリスク・アボイダンスの2つの観点から議論を進めるが、これはまた、中国の地域統合枠組みへの参加・不参加という2つの視点が重要な分析視点であることを示す。

まず中国が参加する枠組みでは、中国を同じ経済ルールに関与させ、日本政府・企業が問題への対処を推進することの可能性、さらに関税の撤廃義務などでより透明性の高い中国市場の出現の可能性を論じることが、リスク・テイキングの論点となる。また中国不参加の枠組みでは、中国以外の国々と市場統合を進め、同じ経済ルールを共有、踏襲することで、日本企業にとって参加諸国経済の魅力が増し、中国依存度を減らす効果が期待できることから、いわゆる「チャイナプラス」の企業戦略が可能となることを意味する。

現在日本が交渉に参加する地域統合枠組みは、中国が参加する東アジアの地域統合枠組みである東アジア地域包括的経済連携（RCEP）と日中韓FTAであり、不参加の枠組みは環太平洋経済連携協定（TPP）である。本論では中国との関連でこれらの地域統合で扱われる、あるいはその予定であるルールの比較をすることで、リスク・アボイダンスとリスク・テイキングの2つのアプローチからチャイナリスクのマネジメントを探り、最後に中国のTPP参加の可能性を論じ、このシナリオこそが2つのアプローチを収斂させる鍵であることを示す。

1. 日中相互依存関係とチャイナリスク

中国進出に様々なリスクが付きまとうのであれば、それを避けてリスク・アボイダンスアプローチだけ考えれば済むことだが、日中両国にはそれが許されないほど、既に密接な相互依存関係が形成されていることから、リスク・テイキングアプローチも必要である。つまり、リスク・テイキングアプローチは、中国との相互依存関係が強く、中国依存を減らすことそのものが日本企業あるいは日本経済にとっても好ましくないとの議論に基づく。日本と中国はGDPの規模で世界第3位と2位、外貨準備高で世界第2位と1位を占める世

界でも突出した主要経済大国であり、両国の経済規模の合計は世界の GDP の約 19%、外貨準備高の合計は約 38%に及ぶ。実質成長率でみると、日本が 2001 年以降平均 1%以下の成長率であったのに対し、中国は平均で年率 10%、経済成長の減退が囁かれた 2013 年の第 3 四半期も前年同期比 7.8%増を記録しており¹、さらに同年にはモノの貿易総額で米国を抜き世界 1 位に躍り出ている。地理的に近接する日中両国間には高い経済相互依存関係が存在する。2 国間貿易は対中輸出の減少の影響から、2012 年は前年比 3.3%減の 3337 億ドルとなったが、日本にとって中国は輸出入ともに最大の貿易相手国（総貿易額の約 19.7%）、中国にとって日本は 2 番目の貿易相手国（輸出先として 2 位、輸入元として 1 位）である。貿易の内訳は日本からの輸出で、一般機械、電気機器、車、光学・医療機器が主要品目であり、中間財が全体の約 6 割を占める。一方中国から日本への輸出では、パソコン、携帯電話機、テレビ、衣類などの最終製品が主要な品目となっており、総輸出の 6 割も占め²、また中国の対内直接投資総額において日本は第 1 位の投資国となっている。民間企業 2 万 2 千社余りが中国へ進出し、国としては米国を抜いて第 1 位の進出企業数である³。さらに日本は中国との間で 443 億ドルほどの貿易赤字を抱えながら、海外に事業所を有する日系企業と本社との間の投資収益等を含む所得収支では 100 億ドル近い黒字を計上している⁴。

このように中国は日本にとって極めて重要な貿易・投資パートナーであることは論を待たない。しかし、中国の技術移転要求や投資の制限など国家資本主義に基づく不透明な制度や新興国に見られる未整備の法制度等を世界各国がリスクとして認識している。このようなチャイナリスクについて、日本貿易振興機構（JETRO）は 1) カントリーリスク、2) セキュリティーリスク、3) オペレーショナルリスクの 3 つのリスクに分類している⁵。カントリーリスクとは、企業が外国の事業に投融資したり貿易取引をする際に、相手国・地域の政治や社会、経済状況の変化に伴い損失を被ったり資金が回収できなくなったりする危険性の度合いを指す。セキュリティリスクは、従業員の生命や身体に及ぶリスク、また治安悪化や突発的に発生するリスク等を指し、オペレーショナルリスクは、各々の企業が経営の現場で直面するリスクを指す⁶。本論では、中国の参加・不参加の観点、異なるルール作りと参加国の経済規模という地域統合がチャイナリスクマネジメントに関連する観点から、経済的影響力を世界規模で強める中国が先進民主主義国とは異なる独自のルールに立脚することから生じる予測可能性の低さをチャイナリスクと定義する。さらに、チャイナリスクと地域統合の関連をより直接的に分析するため、先の 3 つの分類を 1) 不透明なルールやその背景にある権威主義的政治体制・国家資本主義的経済政策によるもの（国家資本主義リスク）、2) 知的財産保護などに対する不十分な法整備と新興国としての国際的立場から生じるもの（新興国リスク）、そして 3) 反日デモなどに見られる日中の国家間対立に起因する地政学的要因（日中対立リスク）の 3 つに再分類する。

最初の分類である国家資本主義リスクについては、国有企業の問題が焦点となる。中国では改革開放の過程の中で国有企業の民主化が取り組まれてきたにもかかわらず、市場における競争力は依然として強い。チャイナリスクとしての国有企業の問題は次の 2 点に要約できよう。まず、国有企業が株式制の改革を終了した後も、国家が依然として最大の投資主体となっており、このため、国家は行政目標に即した企業経営が行われるように国有資産の所有者として干渉を行う⁷。それは不透明な企業統治と腐敗の温床となり、さらに需給バランスを無視するなど市場メカニズムが働かないため、私企業や外国企業の活動が

不平等に扱われ、不利なビジネス環境を作り出してしまふ。2013年11月に開催された中央委員会第3回全体会議の声明は、民間セクターを支援し改革を追求すると謳うものの、具体的な目標は示されず、包括計画の策定にかかわった政府高官が「目先は国有企業の根本的な改革を見込んでいない」と述べたように⁸、習近平体制においてもしばらくは、この中国最大の既得権益に直接挑むことを回避することが露呈した。中国は2009年に政府調達について自国製品を優遇する新しいルールを導入したが、日米欧の経済団体が新ルールは差別的な基準であり実質的には中国企業以外は政府調達に参加出来ないと批判するなど⁹、その不透明さは際立っている。しかしながら中国の企業幹部や学識者は「歴史ある海外の大手競合は今まで中国で優位に立っていた。国内企業が彼らに張り合っていくためには政府による規制が欠かせない」として、「中国固有の技術」を育成しようとする政府努力を擁護するなど¹⁰、国有企業改革への機運を削ぐ発言が目立つ。

また有効な監督システムが欠如していることも国家資本主義の特徴である。中国の会社法（公司法）は、取締役会は経営者を任命し監督する権限、及び経営業績を評価し経営者に対して賞罰を与える権限を有すると規定している。しかし株式制に転換した国有企業においては取締役会によって経営者の任命と監督が行われているが、現状では国有株の割合が大きいため、共産党と行政による影響を強く受けている¹¹。日本企業のリスクはこれらが中国市場参入への障壁となることにある。例えば中国は現在WTOの政府調達協定に加盟しておらず、日本は政府調達において年間約1000億ドルの市場に参入出来ない状態である¹²。中国の市場には共産党の意向が反映されて、国有企業の既得権益を守る限り、日本企業にとってはチャイナリスクの低減は困難であろう。

法制度の未整備と知的財産権侵害によって日本企業が受ける損失を指す新興国リスクにおいて重要な点は、法制度の未整備と知的財産権の侵害にあり、法の運営面での不確実性や担当者の恣意的判断が生み出すリスクがまず指摘できよう。例えば、法律が制定・施行されても、実際に運用するためのルールである実施細則などの運用規定が未整備である場合、また法律の適用範囲が曖昧で、規定と規定の間に矛盾や重複があることもある。加えて法令の急激な変更も重大な問題と指摘できよう。急激な法の変更は企業にとって対応コストが高くなり、また法改正で既存のビジネスモデルの存続が困難になるケースがある。さらに、中国の法規定には一部当該の法が施行された日よりもさかのぼって適用できる遡及適用という条項が存在しており、過去にさかのぼって課税されるというリスクも存在している¹³。また中国における知的財産権に関する被害は他国と比べて多大である。特許庁の「2012年度模倣被害調査報告書」によると、2011年度の海外における日本企業の模倣品被害率は23.4%、被害を受けたと回答した1011社のうち、64.4%にあたる651社が中国で被害を受けている¹⁴。また損失利益総額は252億3000万円と甚大で¹⁵、その取り組みの不備は長く中国に進出する日本企業の懸念材料であった。

最後に日中間に特有に存在する歴史認識や領土問題に端を発するリスクである日中対立リスクの例として、2012年9月に日本政府が尖閣諸島を国有化したことに対する対日抗議行動であろう。その影響はサプライチェーンの維持、資金調達、投資戦略などに及んでおり、さらに日系企業や製品を対象とした不買運動、暴力による投資財産に対する破壊活動もこの日中対立リスクに含まれよう。例えば、尖閣諸島の国有化を受けて中国各地で勃発した反日デモでは、日系企業の生産拠点や小売りなどが被害を被っており、その額は100

億円規模にも上るとも言われている¹⁶。このような中、撤退を考慮した企業がある一方で「割増退職金や外資優遇政策で過去に得た利益の返還など、撤退には膨大な資金が必要」であることから、その実施を留まる企業も多い。さらに解雇によって暴動が引き起こされることを懸念する企業もあるなど、撤退という選択肢も様々なコストがかかって容易ではない。

以上、チャイナリスクが異なる政治体制、発展段階、国家関係に由来する予測可能性の低さという定義に基づき、第1に中国が権威主義体制や国家資本主義経済政策という先進民主主義国とは異なる体制をとっていることに起因する共産党による市場操作、第2に新興国としての立場から知的財産権を含む法整備が進んでいないということ、第3に日中間特有の地政学上のリスクを論じてきた。以下では、これらの問題はそれぞれ、日本が参加しようとする地域統合枠組みではどのように扱われているのかに焦点を当てる。特にできるだけ同じ先進国型の経済ルールに中国を関与させ、市場の透明性と法整備の推進を促す重要性が存在する一方、経済的影響力を強めている中国が交渉相手であるため、知的財産権や競争政策、投資の自由化や投資財産の保護といった日本が望むルールや制度が実現するとは限らない点を指摘したい。

2. リスク・テイキングアプローチ：日中韓 FTA と RCEP

RCEP と日中韓 FTA は共に 2012 年末の ASEAN 関連首脳会談にて交渉開始が宣言され、2013 年に RCEP は 2 回、日中韓 FTA は 3 回の交渉が実施されている。RCEP に関して、長らく併存してきた ASEAN+3 を参加国とする東アジア自由貿易協定構想 (EAFTA) と ASEAN+6 の 16 カ国を想定する包括的経済連携協定構想 (CEPEA) が 2011 年 8 月の日中共同提案を受けて統合に向かい、2011 年 11 月に ASEAN が提唱したことが始まりである。ASEAN と既に FTA を締結している日、中、韓、印、豪・ニュージーランドと ASEAN 参加国の 16 カ国による協議を経て、2012 年 11 月の ASEAN 関連首脳会談において正式に交渉立ち上げが宣言された。カンボジアのプノンペンで行われた同首脳会談では「RCEP 交渉の基本指針及び目的」が採択され、2015 年末までの交渉妥結、既存の ASEAN+1FTA よりも相当改善した、より広く、深い協定内容を目指す合意がなされた。具体的には 1) 物品貿易、2) サービス貿易、3) 投資、4) 経済及び技術協力、5) 知的財産、6) 競争、7) 紛争解決、8) その他の事項が扱われることが謳われており、これらの交渉は並行して行われるとされている。つまり、これまで ASEAN と中国などが採用してきた物品、サービス、投資を別々の協定によって合意していく段階的なアプローチではなく、日本や先進国の採用する一括受諾方式が採用される。その一方で RCEP の特徴として開発途上国への配慮が挙げられる。「基本指針」の中でも、途上国に配慮した表現が広範に盛り込まれている。例えば物品貿易に関して「ASEAN の後発開発途上国の関心品目の早期関税撤廃は、優先事項とする」、経済及び技術協力に関して「経済及び技術協力は、参加国間における開発格差を縮小し、RCEP 協定の実施による相互利益を最大化することを目指す」、競争に関して「競争分野における能力及び国家制度に関する RCEP 参加国の間の大きな差異を認識しつつ、競争、経済効率及び消費者の福祉の促進、並びに反競争的な慣行の抑制に関する協力をを行う基礎を参加国に提供する」などの表現にその傾向は確認できよう。

その一方で RCEP による自由化やルール作りが途上国に合わせた最小公約数 (lowest common denominator) になるとの懸念も存在する。日本は先進国の立場から第 2 回交渉にお

いて、1) 10年以内に90%の品目で自由化、2) 関税撤廃期限に応じて3段階にする提案（即時・10年内・10年超）を主張したが、そこには農産物の自由化をできるだけ避けたい思惑も存在した。しかし同じ先進国でも農産物の輸出を増やしたい豪州やニュージーランドは「関税撤廃の例外は認められない」と反発、関税措置の多い中国、インド、ミャンマー、カンボジアといった途上国は「90%以上」に難色を示すなど¹⁷、「ギブアンドテイク」の形成が比較的容易な2国間FTAと違い、多数の参加メンバーの意向が複雑に絡みあうRCEPのような多国間制度では、合意を形成することはかなり難しいことが露呈した。

以上から、RCEPでは中国と新興国の立場を共有するカンボジア・ラオス・ミャンマー（CLM）の意向が、日本が望む先進国型の協定を構築する上での障害となる可能性が指摘できよう。多岐にわたる国家利益への配慮や技術協力などが謳われていることから、新興国の影響力が相当程度高いことが考えられる。メンバーシップはCEPEA構想を引き継ぐものの、中国や東南アジアの新興国の日本への貿易依存度が低下し、中国がその経済的プレゼンスを拡大しているなど、ルールメイキングで日本にとって有利に働くとは限らない。また国家資本主義のイデオロギーを中国と共有し、国有企業などが国家経済で大きな役割を果たすCLMの存在は、RCEP内で日本の国益を実現するルールを構築するためには、豪州、韓国、シンガポールなど、先進国間での経済ルールに関して連合形成を図り、域内経済格差是正にも同時に取り組んでいくことで、新興国からの支持を取り付けることが重要となろう。そして、日本と政治的に緊張関係を持たないASEAN諸国やインド、豪・ニュージーランドを含む多国間協定での投資自由化や保護の協定、紛争解決手続きを整備することで、中国国内に投資を行う日本企業に損害賠償請求の手段を確約し、投資のリスクに対して予見可能性を高めることが有益なアプローチである。

他方のリスク・テイキングの枠組みである日中韓FTAは、その起源を2003年に3カ国のシンクタンクによる共同研究に見出すことができる。2010年には産官学の共同研究に格上げされた後、同共同研究の成果は2012年5月の日中韓サミットの際に提出され、首脳間で2012年中の交渉開始に合意した。その後3回の事務レベル協議を経て、2012年11月にプノンペンで開催された日中韓経済貿易大臣会合にて交渉開始が宣言された。日中韓FTAが目指すのは1) 包括的且つ高いレベルのFTA、2) 相互主義と互惠に基づくバランスのとれたWin-Win-Winの状況の実現、3) 各国のセンシティブ分野に対ししかるべく配慮すること、である¹⁸。RCEPとの関係では、日中韓3国がRCEPに参加していることを考慮し、日中韓FTAとRCEPとの一貫性を維持する方法を議論しており¹⁹、日本もRCEP推進のためにも日中韓FTAの早期妥結が必要との考えを表明している²⁰。2013年11月の第3回交渉会合において2014年末に交渉の実質合意を目指すことで合意しているが、その背景には日本が交渉妥結までの作業計画を示すなど早期合意を促したことがあるとされる²¹。中韓両国が2国間FTA交渉を進める中で、両国との2国間FTA交渉を進めていない日本の日中韓FTAへの傾斜が目立つ形となったが、実際、自由化率について日本が90%を求める一方で、中韓は40%を主張、その後日本が「まず6割」と譲歩した提案をしたものの合意には至っていないなど²²、日中韓FTAの交渉はそれほど進展していない。

その一方で日中韓3国の間では既に投資協定が合意されており、日本も2013年末に国会で承認されている。投資協定においては不当な又は差別的な技術移転要求あるいは原材料の現地調達要求の禁止という規定が置かれ、知的財産権保護や投資保護が規定されている

ものの²³、投資に関しての核心部分が扱われているわけではない。中国側から事業の許認可を得る段階での、不利な条件や不透明な審査や手続きに対して、投資前の内国民待遇は認められておらず、合弁企業の出資比率で中国側が 51%以上を保有して経営権を握る外資規制も協定の対象外となっている。

以上のように、日中韓 FTA に関しては日本と中国のアプローチには乖離がみられる。日本がより高い自由化率や投資保護などの深い協定を目指す一方、中国は包括的かつ高いレベルの協定には消極的であると考えられる。さらに 2010 年代に入り中国が既に GDP 規模で日本を抜き、日本以外からも巨額の対内直接投資を受け入れているなど、日本への経済依存を減らしつつ経済規模を拡大する中で日中韓 FTA 交渉が行われており、増大する中国の力に対応するためにも、日本は韓国との連携が不可欠になる。しかし、一方で韓国は中国との 2 国間自由貿易協定交渉を既に 9 回（2014 年 1 月 10 日時点）実施し、関税分野では 90%の撤廃、競争、知的財産、投資・サービス市場での交渉を進めており、2012 年以降冷え切った日韓間の政治的関係と日韓 FTA 交渉の 10 年近くに及ぶ停止を鑑みれば、韓国が日本と連携して中国と交渉するかは疑問である。ここで重要なのはチャイナリスクをどの程度日本と韓国が共有できるかという点であろう。自国内で反日デモや不買運動が起きる韓国が認識するチャイナリスクとどこまで整合性があるのかは精査することが必要である。そのうえで、日本としては韓国と TPP 事前交渉などの機会を通じ意思疎通を図っていくことが日本の国益を実現する上で重要である。

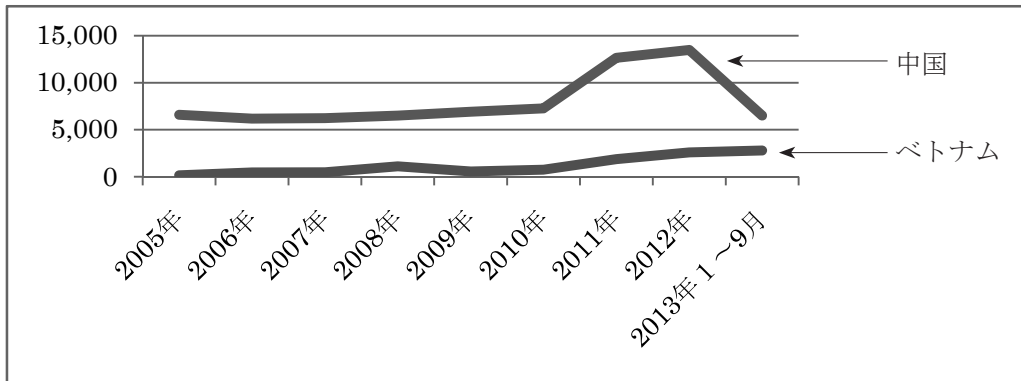
3. リスク・アボイダンスアプローチ：TPP

先述のとおり、日本の中国に対する多大な経済的依存は、日中関係が悪化した際に多大なリスクを引き起こす可能性を示唆している。実際、ジェトロが 2013 年 1 月に実施した「2012 年度日本企業の海外事業展開に関するアンケート調査」によれば、2012 年 9 月中旬以降の日中関係の情勢を踏まえ「中国におけるビジネスリスクが高まった」との回答は 69.8%と、尖閣諸島での漁船衝突事件後の 2010 年 12 月時点（52.7%）と比較して 17.1 ポイント上昇している²⁴。これを裏付けるように、2013 年 1～9 月期の日本の対 ASEAN 投資が前年同期比で 140.4%と急増（130 億 7500 万ドル）している一方で、対中投資は 64 億 9400 万ドルと 36.6%急減している。特に顕著な伸び率を見せたのはフィリピンとベトナムであり、それぞれ 93.4%と 32.2%伸びている²⁵。2000 年代以降、日本の対中直接投資残高は伸び続けており、国際収支ベースで見ても 2012 年までは全体として増加傾向にあった²⁶。それにも関わらず 2013 年に変化が生じているのは、『ウォールストリートジャーナル』も指摘するように日本企業が中国から東南アジアへとその生産拠点をシフトし始めたことが原因かもしれない²⁷。しかしながら、国際協力銀行の 2013 年度の「わが国製造業企業の海外事業展開に関する調査報告」では、中国事業のリスク分散に関して、「既に一部／全機能を他国に移管」（15.6%）、「リスク分散を図るための候補先国・地域を検討中」（16.1%）と何らかの対策を実施済みまたは検討中の企業は 3 割程度に留まっており（回答社数：533 社）²⁸、チャイナリスクがどれほど分散されているのかを決定づけるのは時期尚早であろう。

ではこのリスク分散への動きは日本の TPP 参加により加速するのだろうか。上述の国際協力銀行の調査では、リスク分散を実施済みまたは検討中の企業（167 社）のリスク分散先の上位 10 カ国のうち 7 カ国が ASEAN 諸国である。また、約半数がタイ（78 社）とともに

TPP 交渉参加国のベトナム（74 社）を挙げており²⁹、さらに「中期的（3 年程度）有望事業展開先国・地域」にもベトナムは 5 位に入っており（TPP 参加国の中では 1 位）、日本の TPP 参加はこの動きを加速させ、日越経済関係をより緊密化させるであろう。日本企業がベトナムを支持する理由として（回答社数:146 社）、「現地マーケットの今後の成長性（1 位、66.4%）」、「安価な労働力（2 位、57.5%）」を挙げており、他の上位有望国との比較において、労働コストや人材の質の高さを相対的に高く評価している点が特徴であるが「他国のリスク分散の受け皿として（4 位、18.5%）」が入っている点も特筆すべき特徴である³⁰。以上の点から、TPP の締結による関税撤廃がリスク分散を加速させると仮定すると、その投資先としてベトナムは最優先国だと想定されよう。実際に図 1 に見るように、日本企業による対中、対ベトナムの直接投資額（フロー）の差は、近年狭まる傾向にある。

図 1. 日本の対中、ベトナム直接投資：国際収支ベース（2005～2013 年 9 月、単位：100 万ドル：ジェトロより作成）



リスク・アボイダンスアプローチはまた、日本が自ら推進したいルールの中でも、中国が参加する枠組みでは反対が強く取り扱えないものや、取り扱ってもやはり中国の抵抗などで低い水準にしか満たないものを、中国が参加しない TPP に参加することで追求することを意味している。TPP で高度な貿易投資ルールを実施し、例外の極めて少ない自由化を達成した結果、TPP 参加国同士の相互依存が深まり、対中依存の低下をもたらす効果が期待できる。ベトナムが TPP を通じてこのようなルールに参画すれば、投資先としての魅力は増大する。また日欧 EPA についても表 1 で示されている交渉分野の範囲からみて、他の地域統合枠組みと比べても遜色のない高水準な経済連携協定であり、日本は米国との TPP、日欧 EPA という中国が参加しない交渉で高いレベルのルールメイキングを志向し、このような先進国との市場の一体化を通じたリスク・アボイダンスが可能になろう。さらに TPP への参加表明に際して安倍首相は、その意義をそのような「経済効果」だけにとどまらず「同盟国である米国とともに、新しい経済圏」を形成する重要性を強調し、それは「自由、民主主義、基本的人権、法の支配といった普遍的価値を共有する国々・・・と共にアジア太平洋地域における新たなルールづくり」を意味するとしている³¹。つまり、これらの共通の価値観を未だ共有しない中国への対応を、経済だけではなく政治面においても TPP 参加国で共有し、それを基に政治・安全保障協力へとつなげていく意思をも加味している。

表1 各交渉の比較（交渉分野のみ）

	TPP	RCEP	日中韓 FTA	日欧 EPA
交渉分野	21 分野	8 分野	15 分野（10 の作業部会と 5 の専門家会議）	?
	1.物品市場アクセス	物品貿易	（作業部会³²）	
	2.原産地規則	サービス貿易	物品貿易	物品貿易（マーケットアクセス、一般規定、貿易救済を含む）
	3.貿易円滑化	投資	サービス貿易	TBT
	4.SPS	経済・技術協力	投資	非関税措置
	5.TBT	知的財産	競争政策	原産地規則
	6.貿易救済	競争政策	原産地規則	税関
	7.政府調達	紛争解決	税関手続き及び貿易円滑化	貿易円滑化
	8.知的財産	その他（e.g.税関手続き WG 設置、原産地規則作業部会設置 ³³ ）	貿易救済	SPS
	9.競争政策		TBT	サービス貿易
	10.越境サービス		SPS	投資
	11.商用関係者の移動（一時的入国）		知的財産	政府調達
	12.金融サービス		（専門家会議）	知的財産権
	13.電気通信サービス		電子商取引	競争政策
	14.電子商取引		政府調達	貿易と持続的発展、その他の諸問題（一般・規定された協力、コーポレートガバナンスとビジネス環境、電子商取引、動物福祉）、紛争解決 ³⁵
	15.投資		環境	
	16.環境		食料（安全）※TPP では 1.物品市場アクセスにおいて議論されているとの情報 ³⁴	
	17.労働			
	18.制度的事項（法律的事項）			
	19.紛争解決			
	20.協力			
	21.分野横断的事項			

日本企業は途上国の模倣品や海賊版のため多大な損害を被り続けており、そのため日本は知的財産権保護については模倣品や海賊版対策の強化等を TPP に盛り込むことに強い関心を抱いてきた。また中国のレアアース輸出禁止を経験したことから、資源や食料の輸出規制の禁止条項を、そして、米国同様に国有企業及び国営企業の規律に関しても関心を抱いている³⁶。これは TPP を中国の新興国リスク、国家資本主義リスクを将来的に解決する手段としても使用できるようにすることを意味する³⁷。さらに先に引用した「わが国製造業企業の海外事業展開に関する調査報告（2013）」によると、中国で事業展開するリスクとして、「他社との厳しい競争（62.0%）」、「法制の運用が不透明（55.3%）」などが挙げられる³⁸。これらは国有企業規制を含む法制度の未整備が日本企業にとって重要な懸念事項であることを示している。

次に中国が参加する枠組みである日中韓 FTA（投資協定含む）と TPP における交渉分野がどのように異なるのかを比較し、考察する。ただし両者ともまだ交渉中であるために、得られる情報は限られている点は留意すべきである。

まず競争政策と知的財産権についてであるが、TPP では米国が企業側の権利の保護強化を強く要求する一方、ベトナムなどの新興国は「誰でも利用できるようにすべきだ」と反発したように³⁹、米国が強い姿勢で取り組んでいる。さらに 2014 年の 1 月 9 日に米議会に提出された TPA 法案の内容に、知的財産権を巡り米国内法並みの保護を求める条項、外国の国有企業の活動によって米企業の競争条件が不利にならないようにする条項が含まれてい

ることから、同法案が可決されれば米国がこれらの分野で妥協する可能性が低くなると見られる⁴⁰。中国社会科学院の龐中鵬氏は、「TPP に含まれる『国有企業に対する政府の優遇措置や補助金を制限する』規定は、中国の参加を念頭に置いて進められており、同国の製造業の基幹ブランドの多くが国有企業であることを考えると、この規定は中国の基幹製造業の輸出ルートを塞ぐものだ」と述べている。この規定が中国を念頭に置いて設置されたかどうかは別として、重要な点は、中国は概して国有企業の活動を制限する競争政策条項を自らが参加する地域統合や FTA にいれることに否定的な見解を持っている点である⁴¹。作業部会は設置されているものの、この見解を中国政府が共有している場合には同分野の成果は低い水準になる可能性が高いだろう。知的財産に関しては、第 2 回交渉で、中国が消極姿勢を崩さなかったために作業部会への格上げは見送られたものの⁴²、続く第 3 回で格上げがなされており⁴³、今後の動向を注視し続ける必要がある。

次に投資に関して、日本が TPP で確保したいルールは以下の 3 点である⁴⁴。1) 外資規制、自国民雇用要求、技術移転要求など一部の国で引き続き行われている様々な投資障壁を改善するために、高い水準の内国民待遇や特定措置の履行要求の禁止を盛り込むこと、2) 内国民待遇を確実にするために、または、TPP 協定交渉参加国に進出している日本企業が、投資受入国側の突然の政策変更や資産の収用などによる不当な待遇を受ける事態に対処するために「国家と投資家間の紛争解決手続」を盛り込むこと、3) 投資については WTO 協定のような多国間条約が存在しないため、TPP 協定交渉を通じて投資に関する多国間規律の策定につながる議論に参加すること、である。これらの項目は日中韓投資協定にも含まれているため、取り扱う内容だけを見ると、日本は日中韓の枠組みでも自国の追求したいルールを議題に載せることに成功していると言える⁴⁵。しかしながら、知的財産権に関しては、あくまでも「自国の法に従った」知的財産の保護義務が課されるなど限定的であることから⁴⁶、そのような条件が付かない TPP ほどの効果は期待できない。

労働について、TPP では国際労働機関 (ILO) 加盟国としての義務の確認、「労働基準の緩和の禁止」等の規定が盛り込まれる場合は、不当な競争によって日本における事業コストが相対的に上昇することを防ぐ上で有意義であるとされるが、日中韓 FTA では労働に関する作業部会は設置されていない。つまり中国が消極的な姿勢を見せる競争政策を含め、内容については日中韓 FTA が TPP と同水準とは言い難く、リスク・アボイダンスの観点から、TPP でルールメイキングを促進する意義は大きい。

4. 中国の TPP 参加の可能性

中国が TPP に参加するかどうかは、地域統合を使ったチャイナリスクマネジメントという本論の主題に大きな意義を持つ。2013 年、中国の TPP に対する発言を観察すると、参加への関心を強めつつ、慎重にその可能性を探っていると言える。そのため、表 2 のように 1) 米中投資協定、2) 上海自由貿易試験区 (FTZ) を進めていて、両制度はそれぞれ TPP に参加するための試金石と中国はみなしていると考えられる中国の研究者も出てきている⁴⁷。

米中投資協定は 2008 年より交渉が開始されたが、同年に発生したリーマンショックの影響もあり進展は芳しくなく、また 2009 年に発足したオバマ政権が 2 国間協定のひな形を見直す事を決定したことからその交渉はいったん棚上げとなった。しかし 2013 年 7 月の第 5 回米中戦略・経済対話において再開され、「投資前の内国民待遇」「ネガティブリスト方式」

という米国が従来投資協定において踏襲してきた原則に基づき、交渉を本格化することで合意した。中国はそれまで WTO 規定による現行の 2 国間地域間投資協定において「投資前の最恵国待遇」は与えているが、内国民待遇については「投資後」しか与えていない⁴⁸。また安全保障上の理由から金融や電力・エネルギーなどの分野への外国企業の参入を厳しく規制してきた。しかし 2013 年 7 月の対話にて全分野を対象にするという方針転換を見せ、米国との投資協定交渉に臨むため、国内制度やルールの改革に乗り出したことを明らかにした。また中国がネガティブリスト方式を対外投資協定で初めて採用した点について、中国政府関係者は「中国企業の米国での摩擦を減らすためには、交渉入りの合意を来年の戦略・経済対話までは先延ばしにできなかった」と述べ、米国に妥協してでも合意を急ぎたかったとの認識を明かしている⁴⁹。投資前の内国民待遇と交渉でのネガティブリスト方式はいずれも TPP で採用されており、TPP を推進する米国の進める方式に中国が合わせたことがうかがえる。

表 2 中国と TPP

日時	TPP を念頭に置いたと考えられる中国の動向・発言
2013.5	米商務省のサンチェス次官の「米国は中国の TPP 参加を歓迎する」という発言に対し、中国商務部の沈丹陽報道官は「TPP に参加する利害と可能性を検討する」と述べた ⁵⁰ 。
2013.5	中国外交部の洪磊報道官は「TPP やアジア太平洋地域の経済統合や共通の繁栄を促進するその他の構想について中国は開放的な姿勢を取っている」と、中国が TPP での議論を注視していることを示し、「TPP 交渉の透明性」を高める希望を述べた ⁵¹ 。
2013.6	米中首脳会談にて、TPP 交渉の進展の情報を中国に提供していくことで合意。
2013.7	第 5 回米中戦略・経済対話において、米中投資協定交渉再開で合意。
2013.9	李克強首相が第 10 回中国・ASEAN 博覧会にて、TPP を含めた地域協力制度の検討をしたいと発言。これを受けて中国商務部も中国は TPP 加盟国の交渉進展に関心を持っており、情報交換を望むと同時に国内産業部門の意見をまとめた上で、加盟への可能性を検討すると述べた ⁵² 。
2013.9	上海に「自由貿易試験区」を設置 ⁵³ 。
2013.12	中国の規制当局が「上海自由貿易試験区」での改革案について新たに詳細を示した ⁵⁴ 。

FTZ は、中国の安定した成長を支えるため、改革開放戦略の先駆けとの期待がある一方で、世界経済のルールメイキングの工程に参加する方策としての位置付けもされている。TPP は高い水準の自由化を要求し、中国にとってサービス産業の自由化や国有企業、知的財産の点で、米国や日本といった先進国との競争にさらされることとなる。しかし、ルールメイキングに参加できないことのほうが国益を損なうとし、中国が将来 TPP に参加する下準備を提供する役割への期待が大きくなっている⁵⁵。また FTZ に含まれる投資改革案には、1) 金融、旅行、医療等を含む 18 業種のサービス業の開放拡大、2) 区内での外商投資項目につき、ネガティブリスト方式を導入し、ネガティブリストに記載されていない領域の投資項目を、認可制から届出制に変更、3) 域外投資に係る管理方式を企業による届出制に変更して利便性を向上する⁵⁶等が挙げられる。また 2013 年 12 月には投資に関してより詳細な改革案が明らかとなり、FTZ に子会社を持つ外国企業に人民元建て債券の発行を認めるほか、外国人に現行の試験プログラムを通すことなく直接中国の株式・債券の売買を認める

こと、また同様に試験区で中国の個人に現行の適格国内機関投資家制度を通すことなく海外の金融商品を購入することも認められるなど⁵⁷、先進国並みの経済ルールの設定が進んでいる。実際 FTZ と TPP 案件を比較すると、1) 農業分野を含めた全ての商品の取引にゼロ関税方式を用いること、2) 知的財産保護や、環境、労働、安全の国際基準を満たす必要性、3) 経済の公正性・透明性の向上、及び補助金や特定の業界や国有企業のための優遇政策支援の排除、4) 金融分野の完全な自由化を追求することと通貨の自由な移動と自由兌換を容易にするために資本勘定を開放する点で共通点が指摘できる⁵⁸。

このような上海 FTZ、そして米国型のルールでの交渉に基づく米中投資協定の進展に鑑み、北京大学中国経済研究センターのファン（Yiping Huang）教授は、FTZ が将来の米中投資協定実現のための実験台であり、かつ TPP に加入するための重要な一步と論じ、中国が FTZ を通じてサービス分野や知的財産の自由化を実現すれば、TPP 交渉参加国がもつ中国への懸念を払しょくできると主張している⁵⁹。『チャイナデイリー』紙の論説も、TPP 交渉に参加するために米中の 2 国間交渉の継続と FTZ を進めなくてはならないと論じる。両者を進めながら TPP に参加することで、中国は投資・サービス分野の開放の影響を緩和し、国内の利益団体の抵抗を軽減し、TPP のルールメイキングへの参加を可能にすると説く。その上で中国が今やるべきことは、政府が独占しているサービス分野の投資を解禁し、知識産業分野での競争力を育成するために民間に明け渡すことだとし⁶⁰、中国の TPP 参加を強く意識した論調を展開している。

以上のように TPP への関心を表明してからの中国の動向は、米中投資協定再開や上海 FTZ の設置など、その実現へ向けた布石を次々と打ち出し、近い将来の参加へ向けて準備をし始めた結論付けることができよう。これは日本のチャイナリスクマネジメントの観点からは最も望ましいシナリオである。

おわりに

本論は日本企業が直面する 3 つのチャイナリスクである「国家資本主義リスク」、「新興国リスク」、「日中対立リスク」を示しながら、対応策として地域統合を通じたリスク・テイキングとリスク・アボイダンスという 2 つのアプローチを論じた。特に中国が参加する、あるいは参加しない枠組みでそれぞれ、アジェンダや設定ルールの相違点に留意しながら、日本が持つチャイナリスクがどれほど対応可能かを論じた。ここで取り上げたすべての地域統合は現在も交渉中なため、いつ、どのような形で交渉が妥結するかは不明であり、その意味で最終的にチャイナリスクに対応できない可能性も指摘せざるを得ない。しかしながら、TPP、RCEP、日中韓 FTA という 3 つの交渉に参加しているのは世界で日本のみであり、そのことにより、実質日米 FTA でありルールメイキングを目的とする TPP と中、印、インドネシアといった巨大途上国が参加、輸出市場拡大にその優位性を持つ RCEP をうまく使い分け、チャイナリスクに対処することを可能としている点は、他のどの国もできないことであることを鑑みると、極めて重要な経済外交の資産であると言えよう。

日本が複数の地域統合を使ってチャイナリスクに対処することができる他方の要因は、中国と日本の政治経済体制が極めて違うことにある。国家資本主義と名付けられた中国の体制の特徴は、膨張する市場を主に国力の最大化あるいは指導者の生き残りと言った政治的な目的達成のために使用することであり、そのため国家の市場介入を正当化するなど、

日本や米国のそれとは異質な資本主義体制である。地域統合とは、すべての参加国が統一された経済ルールや自由化達成レベルを踏襲しなければならず、だからこそ日米のような先進国が進める経済ルールや規範の拡散を狙う TPP への中国の参加は、現在のところ実現していない。さらに言えば、TPP は参加国が増えれば「クリティカル・マス」が形成され、不参加を維持する不利益やコストが増し、最終的に参加せざるを得ない状況を作り出す。中国は今まさしくその状況に置かれており、本論で示したように、TPP 参加へ向けた方策を講じ始めた。日本企業としては望ましい動きであり、その布石である上海 FTZ と米中投資協定の進展は中国の TPP 参加時期を推しはかるに有益であるだけでなく、ひいてはチャイナリスクよりもチャイナチャンスの部分が優勢となる中国進出戦略を練り直す機会となる意味で注視すべきであろう。

— 注 —

* 資料・データの収集に関してゼミ生の花田龍亮、花井佑里子、上木原広平各氏にお世話になった。記して感謝申し上げる。

¹ 外務省 中国・モンゴル第2課「中国の経済情勢と日中経済関係」2013年。

² World Trade Atlas 及び RIETI Database より 2011年のデータ。

³ 外務省 中国・モンゴル第2課 2013年。

⁴ 財務省ホームページ。

http://www.mof.go.jp/international_policy/reference/balance_of_payments/bparea.htm

⁵ JETRO「中国リスクマネジメント研究会報告書」2013年。

<http://www.jetro.go.jp/jfile/report/07001515/07001515.pdf>

柯隆「チャイナリスクの再認識—日本企業の対中投資戦略への提言—」富士通総研 2012年。

<http://jp.fujitsu.com/group/fri/downloads/report/research/2012/no398.pdf>

⁶ JETROの定義するリスクは「中国での事業展開において進出企業が直面するリスク」(2013 JETRO:38)とあり、そこには国家間協力で対処できない人件費の高騰、シャドウバンキング、HIV・SARSなど、企業が中国において利潤の最大化を図る上で考慮すべきリスクのあらゆる要素が含まれている。その一方で、本論が焦点を当てる地域統合を通じて軽減できるチャイナリスクとして議論すべきは、国家が企業のリスクを認識し国家間協定を締結することで軽減できるリスクであり、JETROの報告書が含めている中国経済の持続的成長や物価及び不動産価格動向といったものは、地域統合の枠組みで解決できる問題ではない。

⁷ 関志雄「中国における国有企業改革—急がれる民営化に向けての環境整備」資本市場クォーターリー、2005年。<http://www.nicmr.com/nicmr/report/repo/2005/2005spr16.pdf>

⁸ Wall Street Journal, 14 November 2013.

⁹ 『読売新聞』2009年11月14日。対象製品は、コンピューター、ソフトウェア、事務機器、通信機器、新エネルギー、省エネルギーの6分野の125製品。

¹⁰ Wall Street Journal, 15 December 2009.

¹¹ 関 2005年。

¹² 『朝日新聞』2013年12月20日。中国は2013年12月20日まで行われた米中合同商業貿易委員会において、世界貿易機関(WTO)の政府調達協定(GPA)加盟に向け新たに申請手続きを行うことで合意している。そこでの焦点は1)幅広い事業で政府調達を公開するか、2)協定の対象に地方政府の調達が含まれるか、の2点である。1)については国外企業に開放する用意がある調達契約の規模が小さすぎるなどとしてGPA加盟国から批判があり、2)に関してはこれまで調達支出の93%にも及ぶ地方政府による調達を中国はこれまで協定の対象に含むことを拒んできている。

¹³ JETRO 2013年。

¹⁴ 『日本経済新聞』2012年11月6日。

¹⁵ 特許庁「2012年度模倣被害調査報告書」2013年。

http://www.jpo.go.jp/torikumi/mohouhin/mohouhin2/jittai/pdf/2012_houkoku/2012shousai.pdf

¹⁶ 『日本経済新聞』2012年10月24日。

¹⁷ 『日本経済新聞』2013年9月28日。

¹⁸ 2014年1月の段階では、15分野の作業部会や専門会議で議論されている内容などについても明らかになっていないが、先の共同研究によれば日中韓 FTA が扱うべき分野として、物品貿易、サービス貿易、投資、競争、原産地規則、税関手続き及び貿易円滑化、貿易救済、TBT（貿易の技術的障害）、SPS（衛生植物検疫）、知的財産、電子商取引、政府調達、環境、食糧が挙げられているため、これらの分野について交渉が行われていると考えられる。

¹⁹ Yonhap, 29 November 2013.

²⁰ 『日本経済新聞』2013年11月29日。

²¹ 『日本経済新聞』2013年11月30日。

²² 『日本経済新聞』2013年11月30日。

²³ 例えば第5条1の投資財産に関する一般的待遇では以下の記載がある。「各締約国は、他の締約国の投資家の投資財産に対し、公正かつ衡平な待遇並びに十分な保護及び保障を与える」。「公正かつ衡平な待遇」及び「十分な保護及び保障」の概念は、一般的に受け入れられている国際法の規則に基づいて与えられる合理的かつ適当な水準の待遇以上の待遇を与えることを求めるものではない。この協定の他の規定又は他の国際協定の違反があった旨の決定は、その決定の事実によって、この1の規定の違反があったことを証明するものではない。

²⁴ JETRO「中国リスクマネジメント研究会報告書」2013年、p.36。

²⁵ JETRO「直接投資統計」、2013年。<http://www.jetro.go.jp/world/japan/stats/fdi/> ただし、対フィリピン投資は毎年変動が激しく、2011年から2012年にかけては28.2%減少している。

²⁶ JETRO「直接投資統計」、2013年。<http://www.jetro.go.jp/world/japan/stats/fdi/>

²⁷ 『ウォールストリートジャーナル日本版』2013年9月13日。

²⁸ 国際協力銀行「わが国製造業企業の海外事業展開に関する調査報告－2013年度 海外直接投資アンケート結果（第25回）」2013年、p.41。

http://www.jbic.go.jp/wp-content/uploads/press_ja/2013/11/15775/2013_survey.pdf

²⁹ 同上、p.41。

³⁰ 同上、p.20。

³¹ 首相官邸（2013）「安倍総理冒頭発言」

³² 公式に10分野が明確化されていないため、ここでは報道及びTCSで挙げられている9分野を紹介。また日中韓 FTA の共同研究を参照。

³³ New Zealand Ministry of Foreign Affairs and Trade, “Regional Comprehensive Economic Partnership (RCEP)”

<http://www.mfat.govt.nz/Trade-and-Economic-Relations/2-Trade-Relationships-and-Agreements/RCEP>

³⁴ 内閣官房 TPP 政府対策本部、「TPP 協定交渉について」、平成25年6月。

http://www.cas.go.jp/jp/tpp/pdf/2013/6/130617_tpp_setsumeikai_shiryou.pdf

³⁵ European Union, ‘Progress reached at the 3rd Round of EU-Japan Trade Talks’

http://europa.eu/rapid/press-release_IP-13-998_en.htm

³⁶ キヤノングローバル戦略研究所「TPP 研究会報告書」2011年、pp.9-10。

³⁷ これを立証するように、46.5%の日本企業が中国ビジネスのリスク・問題点として「知的財産権の保護に問題あり」を挙げるなどしている。ジェトロ（2013）「日本企業の中国での事業展開に関する アンケート調査」。

³⁸ 国際協力銀行 2013年、p.28。

³⁹ 『日本経済新聞』2013年12月10日。

⁴⁰ 『日本経済新聞』2014年1月10日。

⁴¹ 『人民網』日本語版 2013年3月28日。

⁴² 『日本経済新聞』2013年8月3日。

⁴³ 『朝日新聞』2013年11月26日。

⁴⁴ 外務省「TPP 協定により我が国が確保したい主なルール」2011年。

⁴⁵ 菅原淳一「早期発効が待たれる日中韓投資協定：保護水準は上がるも、自由化は FTA に

積み残し」2012年、みずほリサーチ、p.6。

⁴⁶ 内国民待遇の付与（第3条）、最恵国待遇の付与（第4条）、公正かつ衡平な待遇、十分な保護と保障の付与、締約国による投資家との契約順守義務（第5条）、特定措置の履行要求の禁止（第7条）、知的財産権の保護義務（第9条）、投資に関する法制度の公表等の透明性確保義務（第10条）、投資財産の収用の条件及びその際の補償に関する義務（第11条）、送金の自由を確保する義務（第13条）、締約国の義務違反に関する投資家対国の投資紛争解決手続（第15条）。外務省「日中韓投資協定の概要」、2012年。

⁴⁷ Huang, Yiping (2013) “Can China’s new economic reform policies get in the zone?”, East Asia Forum, 20 October 2013.

⁴⁸ 金堅敏「第5回米中戦略・経済対話を読む」富士通総研 2013年7月18日。

⁴⁹ 『日本経済新聞』2013年8月8日。この記事では「このまま放置しておけば、政治問題化や国民感情の悪化を招きかねない」との双方の懸念が投資ルール作りを目指す合意を後押しした、と説明している。

⁵⁰ China Daily, 3 July 2013.

⁵¹ Wall Street Journal, 1 June 2013.

⁵² 経済産業研究所ウェブページ「TPP加盟を模索する中国」

<http://www.rieti.go.jp/users/china-tr/jp/ssqs/140108-1ssqs.htm>

⁵³ JETRO <http://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/ftz/pdf/outline.html> ただし規制緩和を実現する具体的な法令は未だ不明な点が多い。

⁵⁴ 『朝日新聞』2013年12月2日。ただ、これら措置の期限は明らかになっていない。

⁵⁵ Huang 2013.

⁵⁶ JETRO、<http://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/ftz/pdf/outline.html>

⁵⁷ 『朝日新聞』2013年12月6日。

⁵⁸ China Daily, 27 September 2013.

⁵⁹ Huang 2013.

⁶⁰ China Daily, 3 January 2014.